

TAC 弁理士講座

令和 7 年度

論文式試験模範答案例

—商標法—

無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。

■商標法

【問題I】

1. 設問1について
 - ・商標権の消滅原因のうち、登録が効力発生要件とされているものについての理解を問う。
2. 設問2について
 - ・上記以外の商標権の消滅原因についての理解を問う。

【問題II】

1. 設問1(1)について
 - ・いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くと解されるための要件についての理解を問う。
2. 設問1(2)について
 - ・いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くと解されない場合についての理解を問う。
3. 設問2について
 - ・法68条の32に規定する国際登録の取消し後の商標登録出願の特例および拒絶理由についての理解を問う。

■令和7年度 論文式試験 模範答案例【商標法】

【問題 I】

1. 設問 1 について

放棄による商標権の消滅は、登録しなければ、その効力が生じない（35条で準用する特
98条1項1号）。

2. 設問 2 について

①法 20 条3項の規定により更新登録の申請をすることができる期間内（いわゆる追納
可能期間内）に、その申請がされなかったときは、その商標権は、存続期間の満了の時に
さかのぼって消滅したものとみなされる（20条4項）。

②後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び割増登録料の納
付がなかったときは、その商標権は、存続期間の満了前5年の日に遡って消滅したものと
みなされる（41条の2第6項）。

③登録異議の申立てにおいて、取消決定が確定したときは、その商標権は、初めから存
在しなかったものとみなされる（43条の3第3項）。

④商標登録無効審判において、商標登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、商
標権は、初めから存在しなかったものとみなされる（46条の2第1項本文）。ただし、商
標登録が法 46 条1項5号から7号までに該当する場合において、その商標登録を無効に
すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その商標登録が同項5号から7号までに該
当するに至った時から存在しなかったものとみなされる（46条の2第1項ただし書）。後
者の場合において、商標登録が 46 条1項5号から7号までに該当するに至った時を特定
できないときは、商標権は、その商標登録を無効にすべき旨の審判の請求の登録の日から

存在しなかったものとみなされる（46条の2第2項）。

⑤法50条1項の審判以外の商標登録の取消しの審判において、商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、その後消滅する（54条1項）。法50条1項の審判により商標登録を取り消すべき旨の審決が確定したときは、商標権は、同項の審判の請求の登録の日に消滅したものとみなされる（54条2項）。

⑥商標権は、民法952条2項の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、消滅する（35条で準用する特76条）。

【問題I】について以上

【問題II】

1. 設問1(1)について

商標権者以外の者である乙が、日本国における甲の商標権の指定商品と同一の商品である「化粧品」につき、その登録商標と同一の商標である商標イを付したものを輸入する行為は、甲の許諾を受けない限り、甲の商標権の侵害を構成する（25条、2条3項）。

しかし、そのような商品の輸入であっても、下記①～③の要件を充足することから、乙の輸入行為は、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解する。①丙によるY国における化粧品の製造・販売は甲との商標イに係る使用許諾契約に従つたものであるため、商標イはY国における商標権者甲から使用許諾を受けた丙により適法に付されたものである。②外国における商標権者と我が国の商標権者はいずれも甲であって同一人であることにより、商標イが我が国の登録商標と同一の出所を表示するものである。③丙によるY国における化粧品の製造・販売は甲との商標イに係

R 7 論文式試験模範答案例 [商標]

る使用許諾契約に従ったものであるため、我が国の商標権者である甲が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、丙により製造・販売された商品と甲が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される。

したがって、乙の輸入行為は、甲の商標権の侵害を構成しないと解される。

2. 設問1(2)について

本問の場合、当該化粧品は、商標権者である甲の同意なく、契約地域外である乙国において下請製造されたものであり、製造国制限条項及び下請制限条項に定められた許諾の範囲を逸脱して製造され商標イが付されたものであることから、商標の出所表示機能が害されている。また、上記許諾の範囲を逸脱している場合、当該化粧品は、商標権者である甲による品質管理が及ばず、当該商品と甲が商標イをして流通に置いた商品とが、当該登録商標の保証する品質において実質的に差異を生ずる可能性があり、商標の品質保証機能が害されるおそれがある。

したがって、本問の場合、甲によって築かれた商標イに係る業務上の信用が損なわれるおそれがあることから、乙の輸入行為は、商標権侵害としての実質的違法性を欠くということはできず、甲の商標権の侵害を構成すると解する（25条、2条3項）。

3. 設問2について

乙の出願について、考えられる拒絶理由は以下のとおりである。

①甲による商標登録の取消し後の商標登録出願は、国際登録の名義人と同一人による出願である（68条の32第1項）。また、当該商標登録出願は、国際登録が指定商品「香料」

について取り消された日から3月以内にされたものであり（68条の32第2項1号）、商標登録を受けようとする商標が国際登録の対象であった商標イと同一であり（同項2号）、指定商品が国際登録において指定されていた商品の範囲に含まれているため（同項3号）、国際登録の日である2020年12月23日にしたものとみなされる（同項柱書）。そのため、甲の出願は、乙の出願の先願である。そうすると、先願に係る甲の登録商標イと同一であつて、その登録商標に係る指定商品「香料」について使用をする乙の出願に係る商標については、商標登録を受けることができないと考えられる（4条1項11号、15条1号）。
②題意より、乙の出願の出願時及び査定審決時において、商標イは甲の化粧品を表示するものとして世界的に有名であるため、乙の出願に係る商標は、他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれがある商標であることから、商標登録を受けることができないと考えられる（4条1項15号、同条3項、15条1号）。
③題意より、乙の出願の出願時及び査定審決時において、商標イは甲の化粧品を表示するものとして世界的に有名であり、乙による出願は甲をして日本国内における代理店契約の締結を強制させようと意図したものであることから、不正の目的をもって使用するものと推認されるため、乙の出願に係る商標は、法4条1項19号の規定により、商標登録を受けることができないと考えられる（4条3項、15条1号）。
上記のとおり拒絶理由が考えられるところ、法4条1項15号かつこ書及び同項19号かつこ書の規定により同項11号が優先適用されるため、法4条1項11号の規定により、乙の出願に係る商標については商標登録を受けることができないと解する（68条の32第1項、2項、15条1号）。
以上

【TACからお知らせ】

7/3 19:30～ 令和7年度 弁理士論文式試験分析会 実施予定

資格の学校
TAC
弁理士

なにが 合否 を分けるのか

論文試験 徹底分析



担当講師 松宮一也

7/3 (木) 19:30～20:30 zoom配信

令和7年度
本試験

論文試験の合否は、本試験特有の緊張状態の中で、初見の問題に対してどのように対処したかに左右されます。

また短答試験と違い相対評価となるため、他の受験生が「何は書いていて」「何が書けなかったのか」も重要になります。

論文本試験を熟知している松宮一也講師が、この両面から今年の論文本試験を分析します。奮ってご参加ください。

ご予約はこちらのアドレスからどうぞ。

https://www.tac-school.co.jp/kouza_benrishi/sokuhou-r.html



TAC